

随意契約理由

令和 5 年（2023 年）5 月 25 日

契約担当課名	魅力文化創造課
契約名称	「とよなか音楽月間」PR プロモーション業務委託
契約内容	豊中市内および市外に居住する人を対象に、本市の魅力のひとつである「とよなか音楽月間」を広く PR すること。
契約締結日 及び契約期間	令和 5 年（2023 年）5 月 25 日 令和 5 年（2023 年）6 月 1 日～12 月 10 日まで
契約の相手方 (所在地・地名)	阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社 (大阪市北区中崎西 2-4-12 梅田センタービル 26 階)
契約金額	1,769,900 円（税込）
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当)</p> <p>本業務は、豊中市内及び市外に居住する人を対象に、本市の魅力のひとつである「とよなか音楽月間」を広く PR することで、「音楽あふれるまち・豊中」という都市イメージを定着させることをめざし、平成 26 年度から継続して実施してきた業務である。</p> <p>同社は昨年度、音楽をテーマに本市の魅力を発信する「豊中市 PR プロモーション業務」の受託者となった実績があり、そのイメージをより定着させることが本業務の目的であることから、同社との継続的な契約が必要であるため、同社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約を締結するものである。</p>